

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表
改 正 前 改 正 後

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者（平成18年5月31日以前に任期を付与することを明示せずに公募を行った教員人事に係る者を除く。）及び施行日の前日にウイルス研究所の教員である者のうち、教授の職にある者について適用する。
- 2 ウイルス研究所附属新興ウイルス感染症研究センターの教員で、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が平成22年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成22年3月31日までとする。

別表第1（法第4条第1項第1号関係）

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考
		(略)			
エネルギー理工学研究所		(略)			
霊長類研究所	行動神経研究部門 認知学習分野	教授 助教授 助手	5年	可	
	行動神経研究部門 行動発現分野	助教授 助手	5年	可	
	流動部門 多様性保全研究分野	助手	2年 ただし、再任の場合 は1年	可	
		(略)			

(後 略)

別表第1（法第4条第1項第1号関係）

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考
		(同 左)			
エネルギー理工学研究所		(同 左)			
ウイルス研究所	全研究部門 全附属研究施設	教授	7年	可	
		助教授 講師 助手	5年	可	
霊長類研究所	行動神経研究部門 認知学習分野	教授 助教授 助手	5年	可	
	行動神経研究部門 行動発現分野	助教授 助手	5年	可	
	流動部門 多様性保全研究分野	助手	2年 ただし、再任の場合 は1年	可	
		(同 左)			